

みんなで決めて、みんなを守る街づくりのルール

突然、閑静な住宅地に
高層マンションが〇〇〇

突然、商店街に
風俗店がオープン



そうよね覗かれているみたいで…
何とかできないかしら…
それに風俗店とか困るよね

隣りに高い建物ができたら、
日陰になって、イヤよね

できてからは手遅れです。
建築協定で未然に防げます。



それがね
みんなの同意で建物の高さや
用途を制限できる制度があるんだ

それっていいわね！
どういう制度かしら？

建築協定区域内の建築物を制限

- **建物の高さや階数を定める。**
例えば、建築物の高さは10m(又は3階建て)以下としなければならない。
- **建物の用途を限定する。**
例えば、風俗店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条の規定による許可を要する用途の建物)は建築できない。
- **外壁と隣地境界線との距離を定める。**
例えば、建物の外壁と隣地境界線までの距離は1m以上としなければならない。
- **建物の外壁の色を定める。**
例えば、建物の外壁の色に、3原色(赤・青・緑)を使用してはならない。
など

良好な街づくりを行うために
この制度が設けられています!!



- **建物の高さや用途など様々なルールが定められます。**
他にも、外壁と敷地境界との距離、色彩、塀を造らず生け垣にするなどいろいろ定めることができます。
- **土地の所有者などの合意でスタートできます。**
土地の所有者及び賃借人の同意が得られた方だけで締結できます。
- **地区内で新しく土地所有者になった人も守らなければなりません。**
建築協定では、協定後に土地の所有者や賃借人が替わっても、協定の内容を守らなければなりません。
- **違反者に対して、民事裁判により違反是正をさせることができます。**
建築協定の中で、協定の内容に違反した者に対して、工事停止や違反の是正措置を請求することできる旨を定め、違反の是正が行われない場合には、裁判所に提訴して違反是正をさせることができます。
- **県内どこでも、建築協定は締結できます。**
都市計画区域内外にかかわらず、どこの地区(場所)でも、協定の締結はできます。
ただし、建築協定を定めることができた市町村の条例が制定されている必要があります。
市町村役場の担当部署にお尋ねください。
- **まちづくり(建築協定の内容)について、十分な話し合いが大切です。**
勉強会や既に建築協定によるまちづくりを実施している地区の見学会の実施や建築士などの専門家を交えた十分な話し合いが重要です。
- **地域での話し合いなど、まちづくりの活動に対して、助成制度があります。**
「佐賀県まちづくり活動支援事業」により、住民活動に対して、年間300万円(最長3年間)を限度に、市町村20%、県80%の助成が可能です。
- **土木事務所で、詳しい説明や相談に応じます。**
具体的な手続き、制度の解説、建築協定を結んだ事例等の資料を差し上げます。
なお、各土木事務所(建築担当)の他、建築住宅課でも相談に応じます。

● お問い合わせ先 ●

現地機関等	担当課	郵便番号	住所	電話番号
佐賀土木事務所	建築課	〒840-0854	佐賀市八戸2-2-67	0952-29-8697
神埼土木事務所	管理課	〒842-0007	神埼郡神埼町鶴3542	0952-52-3187
鳥栖土木事務所	建築課	〒841-0051	鳥栖市元町1234-1	0942-83-4176
唐津土木事務所	建築課	〒847-0861	唐津市二夕子3-1-5	0955-73-2861
伊万里土木事務所	建築課	〒848-0041	伊万里市新天町122-4	0955-23-4151
武雄土木事務所	総務管理課	〒843-0023	武雄市武雄町昭和265	0954-22-4184
鹿島土木事務所	管理課	〒849-1311	鹿島市高津原3400	0954-63-3221
建築住宅課	建築指導	〒840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7165

● 佐賀市内については、佐賀市役所 建築課 (TEL 0952-40-7170)にお問い合わせください。